

Title	池島大策君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.6 (1998. 6) ,p.105- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980628-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

池島大策君学位請求論文審査報告

I はじめに

池島大策君から学位を請求する論文として「南極条約体制論」と題する論文が提出された。

本論文は、同君が一九八八年から九六年までに公刊してきた数編の論文に、このたび加筆を行い、かつ補正を加えたうえ、体系的な整叙を試みた、南極をめぐる法体制の研究論文である。

本論文の構成は次の通りである。

はじめに

第1部 南極条約成立までの歴史と法的状況

第1章 南極条約成立以前の状況

第1節 領土権主張の対立の歴史

第2節 領土権主張の理論的根拠

第3節 小括

第2章 南極条約の成立

第1節 南極の国際化へ

第2節 南極条約の締結

第3節 小括

第2部 南極条約の基本原則とその機構

第1章 南極条約の基本原則

第2章 領土権又は紛争の「凍結」の原則

第1節 はじめに

第2節 第4条の規定の内容

第3節 海洋法との関連

第4節 管轄権の問題

第5節 南極条約体制の構成要素における管轄権

第6節 観光の規制と管轄権

第7節 おわりに

第3章 南極の「平和的利用」の原則

第1節 はじめに

第2節 南極条約における「平和的利用」について

第3節 南極の「非核化」

第4節 南極条約の適用範囲をめぐって

第5節 他の条約に対する「平和的利用」の規定

の影響

- 第 6 節 おわりに
- 第 4 章 科学的調査の自由と国際協力の原則
 - 第 1 節 科学的調査の自由
 - 第 2 節 科学的調査に関する国際協力
 - 第 3 節 他の国際機関との協力
 - 第 4 節 南極における科学的調査と海洋法
 - 第 5 節 科学的調査の意義及び評価
- 第 5 章 南極条約の機構的側面
 - 第 1 節 南極条約協議国会議
 - 第 2 節 合意措置及び勧告
 - 第 3 節 協議国会議参加の資格
 - 第 4 節 協議国会議への批判の克服
 - 第 5 節 事務局又は本部等の機関
 - 第 6 節 協議国会議の意義及び評価
- 第 3 部 南極条約体制の発展
 - 第 1 章 序
 - 第 2 章 南極の動物相及び植物相の保存のための合意された措置
 - 第 1 節 経緯
 - 第 2 節 「合意措置」の概要
 - 第 3 節 「合意措置」の実施に関する問題
 - 第 3 章 南極あざらしの保存に関する条約
 - 第 1 節 経緯
- 第 2 節 条約の概要
- 第 3 節 小括
- 第 4 章 南極の海洋生物資源の保存に関する条約
 - 第 1 節 経緯
 - 第 2 節 条約の概要
 - 第 3 節 若干の課題
 - 第 4 節 国連海洋法条約との関連
 - 第 5 節 結論
- 第 5 章 南極鉱物資源レジームについて
 - 第 1 節 序
 - 第 2 節 条約案採択に至る経緯
 - 第 3 節 鉱物資源条約の概要
 - 第 4 節 小括
- 第 6 章 南極条約体制と環境保護
 - 第 1 節 序
 - 第 2 節 経緯
 - 第 3 節 議定書の概要
 - 第 4 節 小括
- 第 4 部 南極条約体制の当面する課題
 - 第 1 章 南極と「人類の共同の遺産」
 - 第 1 節 はじめに
 - 第 2 節 国連における南極の問題
 - 第 3 節 「人類の共同の遺産」の概念

第4節 南極に対する「人類の共同の遺産」の概

念の適用

第5節 具体的検討

第6節 「人類の共同の遺産」の概念の限界

第7節 「グローバル・コモンズ」の概念の登場

第2章 南極条約体制の第三者に対する効力

第1節 序

第2節 客観的レジームの概念

第3節 南極条約の第三者に対する効力

第4節 結論

おわりに

附属資料 南極関連条約集（参考）

文献目録

この論文は、南極に関する国際法の発展を探り、現状を詳述し、将来への展望を示唆している。四つの部から構成されている本論部は、第1部において南極条約（一九五九年）の成立までの歴史的経緯と法的状況を、第2部において南極の基本原則と概要を、第3部において南極条約の採択以後漸次形成された南極に適用される諸制度を、そして第4部においては現行の南極条約体制の当面する課題をあつかっている。

II 南極条約成立までの歴史と法的状況について

第1部では、南極条約成立以前の状況として、南極大陸に対する領土権の問題が検討されている。英国、アルゼンチン等七カ国は、主としてセクター原則に基づいて、自国の領土に近接する南極大陸の区域（扇形の区域）に対して領土権を主張していた。これに対して、米国、ロシア（旧ソヴィエト）、日本等若干の国々は、このような主張を認めていない。前者はクレイマント、後者はノンクレイマント（潜在的クレイマントを含む）と呼ばれる。南極大陸に対する領土権の問題は、セクター原則を始めとする様々な領域取得の権原の適用の妥当性を未決着とした状態におかれている。このため論文は、南極をめぐる交渉の場においては、ほとんど常にクレイマントとノンクレイマントのそれぞれ立場の対峙が伏線として存在し、見え隠れしてきたことを示唆している。

第二次大戦後、南極を国際化しようとする様々な動きが見られたが、若干のクレイマント諸国の反対にであって挫折した。国際地球観測年（一九五七年七月一日—一九五八年二月三十一日）を契機として、南極に直接の利害関係を

もつ二二カ国は、南極の国際レジームを設定するための準備会議を開き、審議のうえ外交会議は、南極条約を採択した。条約は、領土権の凍結、平和的利用、科学的調査の自由と協力を主要な原則として成立した。同君は、条約によって達成された南極の国際化を、争いの余地を残している領域主権の帰属を決定することなく、機能的国際化の達成であるという。

III 南極条約の基本原則とその機構について

第2部では、南極条約体制の基軸としての南極条約の基本原則と構造上の運営とが考察されている。条約の最も重要な規定は、その第4条の領土的請求権の凍結の規定である。論文は、第4条第1項の各号が、クレイマント、潜在的クレイマント、ノンクレイマントに対してもつ意味を分析し、また同条の意図する法的状況の凍結についての解釈(紛争の凍結か、権利の凍結か)に検討を加えている。南極に対する領土的請求権を未解決のままとしつつ、条約第8条は、査察監視員および交換要員に対する国籍に基づく属人的管轄権を認めている。しかし、例えば、A国のセクター内にあるB国の基地において国籍を異にする民間人の

間で生じた刑事事件において、管轄権はいずれに帰属するか。論文は、若干の国内法令と特にアメリカ合衆国の裁判例を通して、画一的な結論に達することはできないが、基地を訪れる民間人は、一般的に基地の旗国の管轄権に服し、基地外にある民間人は、その属する国の管轄権に服することによって対応されていることを指摘している。

南極条約の基本原則としての平和的利用の原則については、第1章の軍の要因又は備品の使用の許容、第5条の核爆発の禁止の問題を検討するとともに、第7条に規定された査察制度を通しての軍備管理的側面での効用の変遷を追及している。南極条約の適用範囲は、南緯六〇度以南の sea (日本語訳では地域)であり、その区域には海域を含むとの解釈論から当該海域における平和利用の問題(例えば軍事演習・兵器の実験)に言及している。

これらの検討の結果、条約の「平和的利用の原則」が南極における平和と安定に果たした積極的な役割と、軍備管理に関する他の条約に及ぼした影響を評価している。

国際地球観測年の作業を引き続いて実施される科学的調査の自由とそのため国際協力も南極条約の基本原則とされている。条約第3条の規定は、実行可能な限度において、科学的調査の結果の交換及び自由な利用についての国際協

力を要請している。鉱物資源の探査、国益にかかわる情報等は、開示・交換の対象から除外されてきたが、南極における科学的調査は、生態系の維持と環境保護の面において著しい成果をあげ、全地球的視野からの環境問題に影響を与えている。

南極条約の運営は、南極協議国会議によって行われ、固有の国際組織又は機構を設置していない。論文は、条約第9条に定める協議国会議の任務がいかに遂行されてきたかを検討している。定期の又は特別な会合の開催と審議、会議による勧告又は合意措置の採択等によって、協議会が南極体制を推進させたことを評価している。しかし、協議国会議は、原署名国（二カ国）と科学的調査活動を基礎として当該会議によって協議国として加入・承認された国（現在一四カ国）を以て構成され、会議は非公開で行われるため、排他的ないし閉鎖的との批判があることを指摘している。

IV 南極条約体制の発展について

第3部では、南極条約体制の発展と題して、南極における自然環境の保護及び資源管理に関する法的レジームの形成過程を辿り、各種の国際条約の概要を説明し、そして特

に履行上の問題点を指摘している。

南極協議会は、一九六四年に、原産哺乳類を許可なしに殺傷・捕獲することを禁止し、南極の生物を保存することを内容とする合意措置を、勧告として採択した。合意措置は、全文、本文（一四カ条）、附属書から成り、実質的に条約の意味をもち、協議国は当該合意措置を国内法令を通して実施することになった。協議国内では、国内法の作成に当たって違反に対する取締、立証問題等の取扱が問題視されて、合意措置のすべての協議国による受諾は、一九八二年に遅延した。日本が、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律を制定したのも一九八二年のことである。論文では、特別保護区域の設定及び国外犯の取締り及び処罰に關しての問題点が指摘されている。

南極条約協議会の特別会議で一九七二年に採択された、南極のあざらしの保存に関する条約は、南極区域内の公海の流水上のあざらしの保護を含めている。条約は、すべての国に対して、一定の種のあざらしを殺さず又は捕獲しないことを義務づけ、かつその規制に関する管轄権は旗国主義（国籍主義）に基づいて行使されることを定めている。論文は、この条約の当事国は、一六カ国にすぎないが、南極あざらしの商業的捕獲をほとんど無意味なものとしている

ること、締約国からの情報の提供を通して南極研究科学委員会 (SCAR) が、当該資源の保護に関して準管理的任務を有していることを指摘している。

南極海におけるオキアミ漁の問題を契機として、協議会は南極の海洋生物資源の保存を審議し、その準備作業を基礎として、一九八〇年の外交会議は、海洋生物資源の保存に関する条約を採択した。この条約の適用区域は南極条約の適用区域より広く、南緯六〇度以南の区域及び南緯六〇度と南極収束線の間の区域であり、それらの区域の南極海洋生物資源を対象としている。条約は、南極生態系の維持を基軸として、生物資源の保存と合理的利用を定めている。論文は、条約の遵守を確保するための監視及び検査制度の導入、訴追及び制裁についての旗国主義の維持等に加えられている実施上の不備の問題に言及しつつも、この条約における南極体制の拡大と生態系アプローチの導入とに特別な意義を認めようとしている。

南極における鉱物資源の開発問題について、特別協議国会議は、ほぼ六年に亘る審議の末、一九八八年に、南極の鉱物資源活動の規制に関する条約を採択した。この条約は、南緯六〇度以南の大陸（すべての水棚を含む）及び南極区域のすべての島、これらの隣接海域の深海底に至るまでの

海底及びその地下の鉱物資源に関する活動を対象としている。論文は、条約の成立過程で論争の焦点となった鉱物資源の開発にかかわる諸問題を指摘するとともに、条約の主要な規定の詳しい解説を加えている。特に生物資源の利用以上に属地的かかわりをもつ鉱物資源の概査等の活動についてのクレイマントの立場を考慮に入れ、かつ鉱物資源の開発の推進をめざす国々と環境を重視する国々のそれぞれの立場の妥協として、この条約が成立したことを指摘している。しかし、その後の社会環境の変化が、この条約を効かせないという結果になってしまった。この点について、同君は、鉱物資源の探査・開発という経済的モティーフから、環境・生態系を含む南極のままを保護・保存するという文化的・理念的なモティーフへの方針転換を高く評価している。

一九九一年に採択された環境保護に関する南極議定書は、南極における自然環境を保護し、保全するために、南極条約を補足する広汎な国際文書である。この議定書は、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護区域と指定し、南極地域の環境、これに依存し及び関連する生態系の保護並びに南極地域の固有の価値（原生状態の価値、美的価値）の保護を意図している。論文は、議定書本文の各条を解説

し、実施上の問題点を指摘している。特に、第3条に定める南極地域における活動が、自然環境・生態系に対して悪影響を与えないための国の措置、第7条に定める鉱物質源活動の禁止の解釈、第8条に定める環境上の影響の評価と査察の関係については、詳細な分析が加えられている。議定書と一体化されている五つの附属書(例えば、非原産動植物の持込禁止、廃棄物の処理と管理、海洋汚染の防止、特別保護区域及び特別管理区域の指定と管理)についても、その内容が検討されている。議定書の逐条分析と附属書の検討とは、国家責任論との関係において、特に民間人の探検・観光に対応する国内法整備の指針として役立つであろう。

V 南極条約体制の当面する

課題について

第4部では、南極条約体制の当面する課題として、南極に対する人類の共同の遺産の概念の適用と南極条約体制の第三者に対する効力の問題をあつかう。人類の共同の遺産(Common Heritage of Mankind)の概念は、国の管轄権から解放されて法的真空状態にある場合又は及び物に関して、あるべき法的地位を説明するため、宇宙空間、月及

び深海底について言及されてきた。この概念が、政治的スローガンであるか、国際法上の基軸概念であるかについては、学説上論争が続いている。論文は、特に、この概念の詳しい分析を行ったキッス(Kiss, A.)及びヴォルフラム(Wolfrum, R.)等の見解を紹介し、検討するとともに南極に対して人類の共同の遺産の概念の適用の可能性の問題を追及している。人類の共同の遺産の概念を形成している要素の検討と、その概念の法的構成の試み(第5節第1項・第2項)を通して、専有の禁止とクレイマントの領有権問題、協議会による南極管理方法の問題等から、人類の共同の遺産の概念を南極に適用するには限界があることを示唆している。なお論文は、人類の共同の遺産に代替する概念として提唱されているグローバル・コモンズ(Global Commons)の概念についても解説を加えている。南極条約及びその体制が、条約の当事国のみならず、すべての国に対して効力をもつ客観的的制度として確立されているかの問題について、論文は、条約と第三国の問題、国際的レジームを創設する条約、後続の慣習法の生成等をめぐる学説を詳論したうえ、法の厳密な解釈から南極条約体制は客観的レジームとはいえないが、当分は、第三国によっても尊重されるべき事実上のレジームとして運用される

ことを期待している。

VI 本論文の評価

本論文は、南極条約体制の全体像を解明した業績である。地球観測を目的とした国際的な科学協力を契機として、南極条約は、一九五九年に、国際法上最も重要な南極大陸に対する領土権の問題を凍結したまま成立した。その後三十有余年の間に、南極をめぐる制度は、南極条約を基軸として、南極協議会の主導の下に、南極あざらしの保護、海洋生物資源の保存、鉱物資源活動の規制、環境保護・保全に関する諸事項について条約を作成し、現行の南極条約体制を整備してきた。

南極問題へのわが国における特別な関心は、当初の南極条約会議への招請と南極条約の成立、数次に亘る観測隊の派遣と活動、そして南極鉱物資源条約の成立の期待と発効の挫折に向けられてきたが、南極の国際法を全体として、かつ恒常的な研究対象として扱った研究はほとんどなかった。この論文において、池島君は、各主題ごとに関連する学説や国家実行に関する内外の文献・資料を可能なかぎり収集し、丹念な分析を加えている。その論調は、クレイマント、ノンクレイマントのそれぞれの立場ないし主張を、

つとめて客観的に伝えるとともに、均衡のとれた結論を導き出している。また主題に関連する分野、例えば、海洋法、条約法、責任法、環境法等の分野の最近の動向を考慮に入れて現行の南極条約体制を国際法的に位置づけようとする努力の跡がみられる。このために必要な資料の検証は、同君がこれまでオランダ政府奨学生やブリティッシュ・カウンスル奨学生として、ハーグ平和宮図書館、ケンブリッジ大学国際法研究所、同大学スコット局地研究所など、海外での研究・調査を行う機会を活用して行われ、それらの結果が本論文に示された研究を一層深めたとの印象をうける。

南極の国際制度は、国家の領土権の問題を凍結した状態のままに法的レジームを積み重ねてきたものである。従って、南極条約体制の運用は、国際関係状況に左右される側面を残している。また南極圏の自然環境の維持とその調査の推進とは、地球全体そして人類の将来にかかわる問題であるとの国際認識を高めている。これらの状況に対応すべき国際法の展開も、今後、紆余曲折を経ることが予想される。それをフォローアップする池島君の研究の継続を期待したい。なお論文の主題と関連する国際法上の諸問題を広汎にすぎるほど論じているため、その論旨の展開において推蔽の余地を残している部分が散見されるほか、用語法、

文献の引用法に統一性を欠く点など形式的補正を必要とする個所も少なくない。ともあれ、同君の纏めた論文は、南極条約体制を国際法の視点から総合的かつ包括的に分析したわが国でははじめての体系的研究であり、南極及び関連分野の国際法研究にとつて貴重な業績であることは疑いなく、斯学の発展に寄与するところ大である。

以上により、審査員一同は、池島大策君の提出した本論文が博士（法学）の学位を受けるのにふさわしい内容のものであると判断し、ここにその旨報告する次第である。

一九九七年七月一八日

- 主査 慶應義塾大学 法学部教授 栗林忠男
- 法学研究科委員 法学博士
- 副査 慶應義塾大学 名誉教授 中村 洸
- 国立極地研究所 評議員
- 副査 慶應義塾大学 総合政策学部教授 櫻井雅夫
- 政策・メディア研究科委員 法学博士

橋本晃和君学位請求論文審査報告

一 主論文「民意政治学」は、日本の有権者の政治意識に關して、いくつかの視点から分析した総合的な研究である。主論文は、著者が長年、精力を費やし、一貫して追及してきた研究の集大成である。

主論文の構成は、以下の通りである。

はじめに

総論その一「民意」の解剖は如何にして可能か

総論その二「民意」は如何に反応し変容したか

第一章 現代民意の検証（一九八六年前後）

第一節 「意識の要因」群の設定

第二節 「意識の要因」群の検証

第二章 現代民意の検証（一九八六年後）

第一節 投票行動の「意識の要因」に関する計量分析

第二節 政党「支持空間」の設定に係わる多変量解析

第三章 現代民意の変容（一九八九年前）

第一節 自民党と「政権ロイアルティ」意識の構造分析

第二節 社会党と「ネガティブ・アイデンティティ」の構